

◎新潟県告示第531号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、上越市の大潟町土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成25年4月9日

新潟県上越地域振興局長

1 退 任

理事 上越市大潟町渋柿浜1900番地 渡邊 貞雄

退任年月日 平成25年4月4日